

## 第129号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第3号左欄の(1)及び(28)中「(2)から(4)まで」を「(5)から(7)まで」に改め、同表第23号右欄中「(16)まで、(18)から」及び「(17)」を削り、同表第28号左欄の(1)を次のように改める。

(1) 法第19条の3第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給の申請の受理

第2条の表第28号左欄中(22)を(31)とし、(12)から(21)までを(21)から(30)までとし、同欄の(11)中「(12)から(14)まで」を「(21)から(23)まで」に改め、同欄中(11)を(20)とし、(10)を(19)とし、(9)を削り、(8)を(17)とし、その次に次のように加える。

(18) 法第57条の4第2項の規定による小児慢性特定疾病児童等の保護者等の資産又は収入の状況に係る必要な文書の閲覧若しくは資料の提供又は報告の要求

第2条の表第28号左欄中(7)を(16)とし、(3)から(6)までを(12)から(15)までとし、同欄の(2)中「(3)から(8)まで、(10)及び(20)から(22)まで」を「(12)から(17)まで、(19)及び(29)から(31)まで」に改め、同欄中(2)を(11)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第19条の3第3項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定

(3) 法第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病審査会への審査の要求

(4) 法第19条の3第5項の規定による小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

(5) 法第19条の3第7項の規定による医療受給者証の交付

(6) 法第19条の5第1項の規定による医療費支給認定の変更の申請の受理

(7) 法第19条の5第2項の規定による医療費支給認定の変更の認定及び医療

## 受給者証の提出の要求

- (8) 法第19条の5第3項の規定による医療受給者証の変更事項の記載及び返還
- (9) 法第19条の6第1項の規定による医療費支給認定の取消し
- (10) 法第19条の6第2項の規定による医療費支給認定の取消しに係る医療受給者証の返還の要求

第2条の表第28号右欄中「(1)」を「(1)から(10)まで」に、「(9)」を「(18)」に、「(2)」を「(11)」に、「(4)、(6)」を「(13)、(15)」に、「(8)」を「(17)」に、「(20)」を「(29)」に、「(21)」を「(30)」に、「(10)」を「(19)」に、「(22)」を「(31)」に、「(3)、(5)」を「(12)、(14)」に、「(11)から(19)まで」を「(20)から(28)まで」に改め、同表第31号右欄中「、出雲市」の次に「、江津市」を加え、「及び出雲市」を「、出雲市及び江津市」に改め、同表第56号左欄の(4)中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「(政令第37条第2項において準用する場合を含む。)」を「、第31条の6第3項ただし書又は第37条第3項ただし書」に改め、同欄の(5)中「(政令第37条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」を「、第31条の6第5項又は第37条第5項」に改め、同欄の(6)中「(政令)」の次に「第31条の7又は」を加え、同欄の(7)中「第38条において読み替えて」を「第31条の7又は第38条において」に改め、同号右欄中「飯南町」の次に「、川本町」を加える。

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表第28号左欄の(13)中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改め、同欄の(14)中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改め、同欄の(19)中「第58条」を「第58条第1項」に改め、同表第37号左欄の(7)中「、法」を「及び法」に改め、「及び放課後児童健全育成事業」を削り、同号右欄中「(1)から(6)まで及び(9)から(13)までに係る事務にあつては」及び「、(7)及び(8)に係る事務にあつては松江市、出雲市、雲南市及び海士町(7)及び(8)に係る事務のうち老人福祉センターを経営する事業及び法第2条第3項第10号に掲げる事業に係るものに

あつては、松江市に限る。 ) 」を削る。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定については、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第2条の表第3号及び第56号左欄の改正規定並びに附則第4項の規定 公布の日

(2) 第1条中第2条の表第28号の改正規定及び附則第3項の規定 平成27年1月1日

(3) 第2条の規定 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日

##### ( 経過措置 )

2 この条例の施行の際次の表の左欄に掲げる法律の規定に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同欄に掲げる法律の規定に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同表の中欄に掲げる事務で同日以後においては同表の右欄に掲げる市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同表の左欄に掲げる法律の適用については、それぞれ同表の右欄に掲げる市長のした処分その他の行為又は同欄に掲げる市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	第1条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の表第23号左欄の(17)に掲	出雲市長
-----------------------	--	------

	げる事務	
農地法（昭和27年法律第229号）	改正後の条例第2条の表第31号左欄に掲げる事務	江津市長

- 3 改正後の条例第2条の表第28号左欄に掲げる事務のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の8の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給に関し厚生労働省令で定める事項のうち同欄の(1)から(10)までに掲げる事務に係る事務であって規則で定めるものは、当分の間、松江市が処理することとする。

（準備行為）

- 4 児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）附則第4条第10項の規定により同法の施行の日前に行う改正後の条例第2条の表第28号左欄（(1)から(10)まで及び(18)に限る。）に掲げる事務は、第1条中第2条の表第28号の改正規定の施行の日前においても、松江市が処理することとする。